

大分県地震・津波対策加速化支援事業実施要領

平成29年3月31日防対第1321号伺定
平成30年4月1日防企第329号改正

第1 趣旨

自主防災組織や防災士会等が行う防災・減災活動や自治会等が所有又は管理する避難所の耐震診断などへの支援を行う市町村に対し助成を行い、大規模地震発生時の被害軽減と県民の安全・安心の確保を図る。

第2 定義

- (1) 自主防災組織等とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項に規定する自主防災組織及びその連合体、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体（自治会及び町内会）及びその連合体、並びに地域で防災・減災活動に取り組む団体のうち市町村長がその活動に補助又は助成を行う団体をいう。
- (2) 自治会等とは、自治会及び町内会、並びに避難所となる施設の所有者及び管理者をいう。

第3 事業の内容等

- (1) 市町村が地震・津波等の自然災害から県民の安全・安心の確保に資するために実施又は補助する事業とする。
 - ア 自主防災組織等活性化推進事業
自主防災組織や防災士会等が行う防災・減災活動
 - イ 避難所運営訓練等支援事業
市町村と協力して避難所運営を行おうとする自主防災組織等が行う避難所運営訓練等
 - ウ 避難所耐震診断事業
自治会等が所有する避難所の耐震診断
 - エ 避難所等備蓄品整備事業
避難所生活における健康・衛生面の管理に必要となる簡易トイレ（洋式）等の購入
 - オ 避難所等通信設備整備事業
災害発生時に避難所等と市町村等が通信制限の影響を受けずにやりとりできる通信手段の整備
 - カ その他地震・津波対策の推進に資する事業
市町村及び自主防災組織等が実施する地震・津波対策に資する事業
- (2) 事業実施主体は、市町村、自主防災組織及び防災士会等とする。

第4 助成措置

知事は予算の範囲内において、市町村長が、市町村における防災・減災対策事業の内容充実等（新規項目の追加、対象団体等の拡大や経費の負担軽減など）をする場合に、事業実施に要する経費を別に定める地震・津波対策加速化支援事業費補助金交付要綱により市町村長に補助するものとする。

第5 事業の運営

事業実施主体は、当該事業で整備した設備等を高度に利用し、県民の安全、安心の確保を図るために活用するものとする。

第6 書類の経由

事業実施主体が自主防災組織等である場合、申請等は管轄する市町村長を通じて行うものとする。

第7 事業の指導

知事及び市町村長は、この事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成29年度の予算に係る地震・津波対策加速化支援事業から適用する。

附 則

この要領は、平成30年度の予算に係る地震・津波対策加速化支援事業から適用する。